

特別管理産業廃棄物処理計画書

令和5年5月25日

熊本県知事 殿

提出者
住 所 熊本県菊池市隈府494

氏 名 医療法人 信岡会 理事長 中川義久



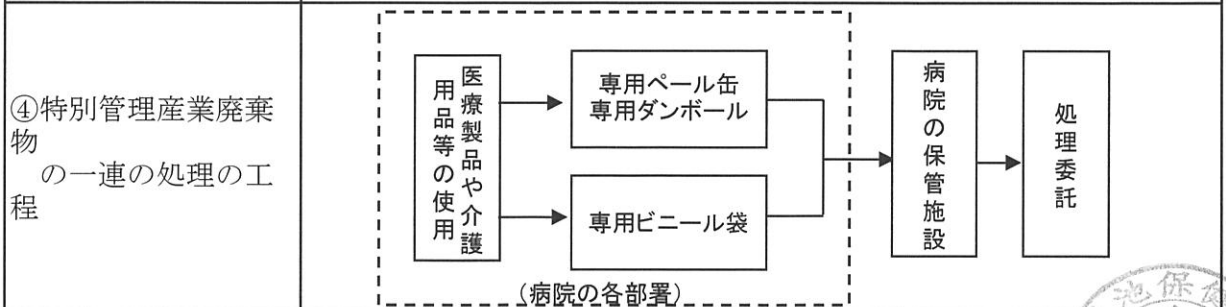
電話番号 0968-25-3141

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	菊池中央病院
事業場の所在地	熊本県菊池市隈府494
計画期間	令和5年4月1日～令和6年3月31日

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

①事業の種類	83 : 病院
②事業の規模	139床
③従業員数	161人



(日本工業規格 A列4番)



前 年 度 【 令 和 4 年 度 】 実 績

提 出 者						
住 所	名 称	担当部署	担当者名	電話番号	FAX	電子メール アドレス
特別管理産業廃棄物を排出する事業場を総括的に管理する支店等の住所	特別管理産業廃棄物を排出する事業場を総括的に管理する支店等の名称	報告担当部署の名称	報告担当者の氏名	報告担当部署の電話番号	報告担当部署のFAX番号	報告担当部署の電子メールアドレス
熊本県菊池市限府494番地	菊池中央病院	総務課	宮本吉秀	0968-25-3141	0968-25-0879	info@nobuokakai.ecnet.jp

特別管理産業廃棄物の種類	計 画 の 実 施 状 況																		
	①排出量 (t)	②自ら直接再生利用した量(t)	③自己直接埋立処分又は海洋投入処分した量(t)	④自ら中間処理した量(t)	⑤④のうち熱回収を行った量(t)	⑥自ら中間処理した後の残さ量(t)	⑦自ら中間処理により減量した量(t)	⑧自ら中間処理した後再生利用した量(t)	⑨自ら中間処理した後、自ら埋立処分又は海洋投入処分した量(t)	⑩直接及び自ら自己処理した後の処理委託量(t)	委託先による区分						⑪優良認定処理業者への処理委託量(t)	⑫+⑬ 自ら再生利用を行った量(t)	⑭+⑮ 自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った量(t)
											⑫再生利用者への処理委託量(t)	⑬熱回収認定業者への処理委託量(t)	⑭熱回収認定業者以外の熱回収業者への処理委託量(t)	⑯その他の中間処理委託量(t)	⑰埋立処分委託量(t)	⑱の量のうち、優良認定処理業者への委託処理量			
コード	名 称										⑩の量のうち、処理業者への再生利用委託量(⑬、⑭除く)	⑯の量のうち、認定熱回収施設設置者である処理業者への焼却処理委託量	⑰の量のうち、認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量	⑱の量のうち、委託して破砕等の中間処理した量(⑫～⑱を除く)	⑲の量のうち、直接委託して埋立て最終処分した量	⑲の量のうち、優良認定処理業者への委託処理量	⑫の量と⑬の量を合計したものの(自動計算)	⑭の量と⑮の量を合計したものの(自動計算)	
1	7300 感染性廃棄物	67.425	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	67.425	0.0	0.0	67.425	0.0	0.0	67.425	0.0	0.0	
2							0.0			0.0							0.0	0.0	
3							0.0			0.0							0.0	0.0	
4							0.0			0.0							0.0	0.0	
5							0.0			0.0							0.0	0.0	
6							0.0			0.0							0.0	0.0	
7							0.0			0.0							0.0	0.0	
8							0.0			0.0							0.0	0.0	
9							0.0			0.0							0.0	0.0	
10							0.0			0.0							0.0	0.0	
11							0.0			0.0							0.0	0.0	
12							0.0			0.0							0.0	0.0	
13							0.0			0.0							0.0	0.0	
14							0.0			0.0							0.0	0.0	
15							0.0			0.0							0.0	0.0	
16							0.0			0.0							0.0	0.0	
17							0.0			0.0							0.0	0.0	
18							0.0			0.0							0.0	0.0	
19							0.0			0.0							0.0	0.0	
20							0.0			0.0							0.0	0.0	
合計		67.4	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	67.4	0.0	0.0	67.4	0.0	0.0	67.4	0.0	0.0	

(注1)トン未満は原則として四捨五入。ただし、数字が有効であれば小数点以下3桁まで記載は可。

今年度【令和5年度】目標

提出者						
住所	名称	担当部署	担当者名	電話番号	FAX	電子メールアドレス
特別管理産業廃棄物を排出する事業場を総括的に管理する支店等の住所	特別管理産業廃棄物を排出する事業場を総括的に管理する支店等の名称	報告担当部署の名称	報告担当者の氏名	報告担当部署の電話番号	報告担当部署のFAX番号	報告担当部署の電子メールアドレス
熊本県菊池市限府494番地	菊池中央病院	総務課	宮本吉秀	0968-25-3141	0968-25-0879	info@nobuokakai.acnet.jp

特別管理産業廃棄物の種類		計 画 の 実 施 状 況															②+⑧		③+⑨										
コード	名称	①排出量(t)	②自ら直接再生利用した量(t)	③自己直接埋立処分又は海洋投入処分した量(t)	④自ら中間処理した量(t)	⑤④のうち熱回収を行った量(t)	⑥自ら中間処理した後の残存量(t)	⑦自ら中間処理により減量した量(t)	⑧自ら中間処理した後再生利用した量(t)	⑨自ら中間処理した後、自ら埋立処分又は海洋投入処分した量(t)	⑩直接及び自ら自己処理した後の処理委託量(t)	委託先による区分					⑪優良認定処理業者への処理委託量(t)	⑫再生利用業者への処理委託量(t)	⑬熱回収認定業者への処理委託量(t)	⑭熱回収認定業者以外の熱回収業者への処理委託量(t)	⑮その他の中間処理委託量(t)	⑯埋立処分委託量(t)	⑰の量のうち、優良認定処理業者への委託処理量	⑱の量と⑲の量を合計したもの(自動計算)	⑳の量と⑳の量を合計したもの(自動計算)				
												⑫再生利用業者への処理委託量(t)	⑬熱回収認定業者への処理委託量(t)	⑭熱回収認定業者以外の熱回収業者への処理委託量(t)	⑮その他の中間処理委託量(t)	⑯埋立処分委託量(t)													
1	7300 感染性廃棄物	60.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	60.0	0.0	0.0	60.0	0.0	0.0	60.0	0.0	0.0	60.0	0.0	0.0	60.0	0.0	0.0	60.0	0.0	0.0	
2											0.0																0.0	0.0	
3											0.0																	0.0	0.0
4											0.0																	0.0	0.0
5											0.0																	0.0	0.0
6											0.0																	0.0	0.0
7											0.0																	0.0	0.0
8											0.0																	0.0	0.0
9											0.0																	0.0	0.0
10											0.0																	0.0	0.0
11											0.0																	0.0	0.0
12											0.0																	0.0	0.0
13											0.0																	0.0	0.0
14											0.0																	0.0	0.0
15											0.0																	0.0	0.0
16											0.0																	0.0	0.0
17											0.0																	0.0	0.0
18											0.0																	0.0	0.0
19											0.0																	0.0	0.0
20											0.0																	0.0	0.0
合計		60.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	60.0	0.0	0.0	60.0	0.0	0.0	60.0	0.0	0.0	60.0	0.0	0.0	60.0	0.0	0.0	60.0	0.0	0.0	

(注1)トン未満は原則として四捨五入。ただし、数字が有効であれば小数点以下3桁まで記載は可。

特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

〈別紙〉のとおり

特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

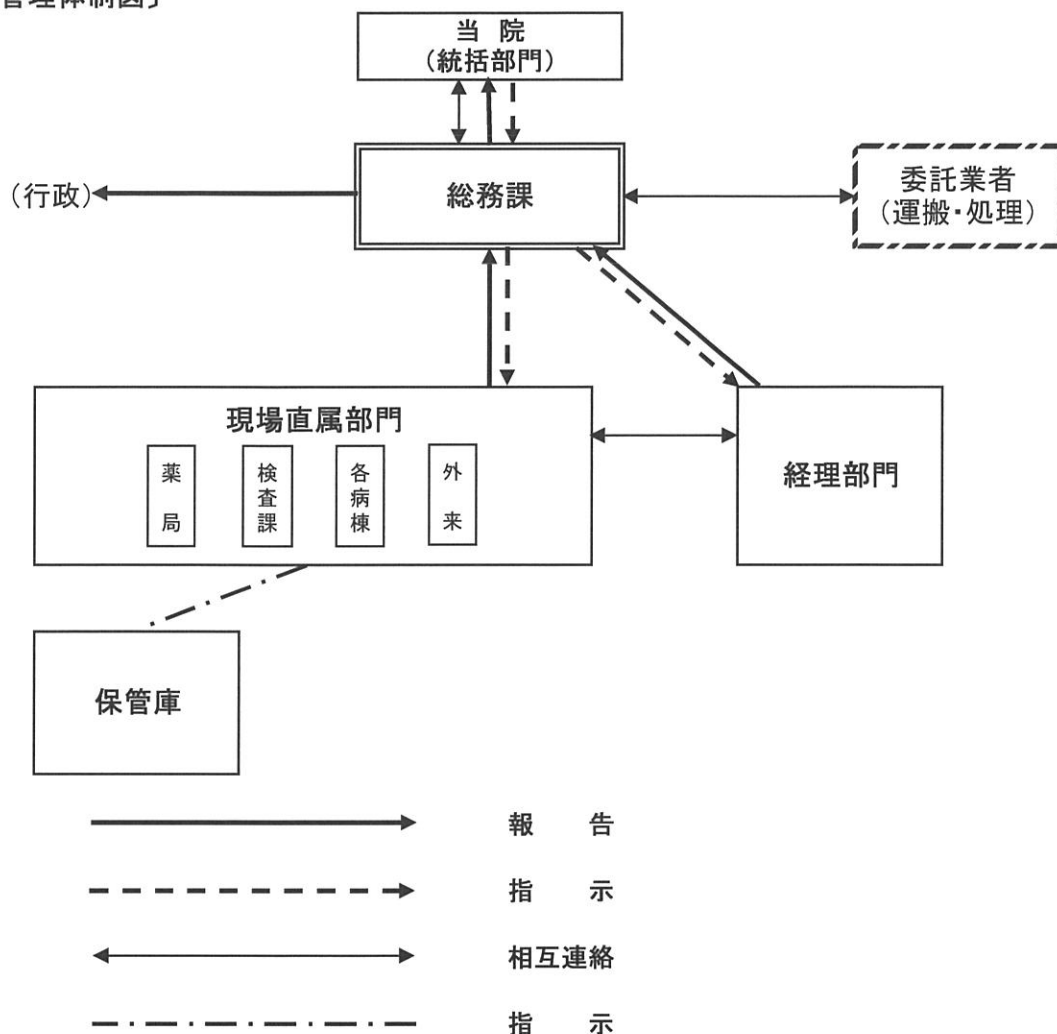
①現状	【前年度（令和4年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	
	排出量	67.425 t	t
	（これまでに実施した取組） <ul style="list-style-type: none"> ・滅菌処理等を行い排出抑制に努めている。 ・廃棄物管理体制の充実化 ・感染症予防対策の増強により、昨年同様増加傾向である。 ・当院の指定業者（入院セット、オムツセット供給元）より専門員を派遣して頂き、介護ケア方法の改善（オムツ等の感染性廃棄物の廃棄量を減らす）指導を行った。 ※コロナ騒動のため、削減どころか増加してしまった。		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	
	排出量	55 t	t
	（今後実施する予定の取組） <ul style="list-style-type: none"> ・滅菌処理等を継続し、排出抑制に努める。 ・管理体制の充実、細分化。（各現場での目標設定など） ・オムツ取扱や介助行為のやり方の研修を行う。 ・新しい商品や、アイデア、システムなどを取り入れる。 ・現場実施者へ削減目標の啓蒙や周知を積極的に行う。 ・現況における、従業員の業務（医療行為、介助、感染症対策など）を見直して、無駄な箇所がないか、過度な対策ではないかなど再度行程の見直しと精査を行い、削減目標につないでいく。 ・令和4年度は、コロナ騒動により令和3年度よりも増加してしまった。削減目標として、急激な削減は現実的には困難なので、まずは『60t』に削減出来るよう努力する。 		

特別管理産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	（分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組） 感染性廃棄物は他の廃棄物と区分し、分別保管している。
②計画	（今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組） 引続き、感染性廃棄物は他の廃棄物と区分し、分別保管を行う。

〈別紙〉 管理体制図及び各部署の役割

〔管理体制図〕



〔各部署の役割〕

部署	役割
当院 (統括部門)	<ul style="list-style-type: none"> 産業廃棄物の排出状況の把握と削減の指示 職員への啓蒙の指示(排出量の削減)
総務課 (産廃担当)	<ul style="list-style-type: none"> 産業廃棄物の発生から処分に至るまでの帳簿等を作成し、把握管理 処理施設(事業場内・外)の定期的な査察の実施 行政に対する報告等 処理業者委託の委託契約、委託量、電子マニフェストの入力、帳票の管理 産業廃棄物の適正管理及び減量化等に関する啓発 各部署間の調整及び指示 廃棄物の資源化・減量化及び適正管理について検討し産業廃棄物処理計画の策定及びその実施 産業廃棄物の排出状態の現状を統括部門へ報告する。
現場直属部門	<ul style="list-style-type: none"> 産業廃棄物の種類、性状、発生量及び排出量等の把握 各現場の施設の維持管理点検等 保管施設での保管量の把握、記録の作成等 最終処分場の稼働状況の把握、記録の作成等 産業廃棄物の分析及び環境事象の分析、測定等 産業廃棄物減量化手法の調査研究 上記内容を統括部門に報告
経理部門	<ul style="list-style-type: none"> 産業廃棄物の適正処理費用の算出 委託料金の支払方法による業者管理 上記内容を統括部門に報告

自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	【前年度（令和4年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	
	自ら再生利用を行った特別管理産業廃棄物の量	0 t	t
	(これまでに実施した取組) ・実施していない		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	
	自ら再生利用を行う特別管理産業廃棄物の量	0 t	t
	(今後実施する予定の取組) ・予定なし		

自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	【前年度（令和4年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	
	自ら熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量	0 t	t
	自ら中間処理により減量した特別管理産業廃棄物の量	0 t	t
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	
	自ら熱回収を行う特別管理産業廃棄物の量	0 t	t
	自ら中間処理により減量する特別管理産業廃棄物の量	0 t	t
(今後実施する予定の取組) ・予定なし			

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項		
①現状	【前年度（令和4年度）実績】	
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物
	自ら埋立処分を行った特別管理産業廃棄物の量	0 t
	(これまでに実施した取組) ・実施していない	
②計画	【目標】	
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物
	自ら埋立処分を行う特別管理産業廃棄物の量	0 t
	(今後実施する予定の取組) ・予定なし	
特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項		
①現状	【前年度（令和4年度）実績】	
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物
	全処理委託量	67.425 t
	優良認定処理業者への処理委託量	67.425 t
	再生利用業者への処理委託量	t
	認定熱回収業者への処理委託量	t
	認定熱回収業者以外の焼却を行う業者への処理委託量	67.425 t
	(これまでに実施した取組) 地元優良企業（委託基準を遵守できる）の産廃処理業者を選定しており、定期的に現地視察等を行っている。 また、週に3回の回収を実施しており、遅延や滞りのない産廃の回収に努めている。 年末年始等長期休みの場合であっても、優良選定業者が日程調整を行いながら回収を行っており、遅延のない運搬・処理業務となっている。	

②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	
	全処理委託量	60 t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	60 t	t
	再生利用業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の焼却を行う業者への処理委託量	t	t
<p>(今後実施する予定の取組)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・引続き、地元優良企業を選定し委託する。 ・引続き、現地視察や担当者との面談等を行いながら、適確な処理業務の確認を行う。 ・排出量の大部分を占める廃棄物については、新製品等の導入や運用方法の刷新などを含め、抜本的に排出量を抑制する働きかけを検討中である。 <p>※ コロナ騒動によって、感染性廃棄物が昨年よりも多く排出してしまう現状を回避できなかった。(院内クラスター感染の頻発なども影響) その結果、令和3年度の排出量より増加してしまい、現状を維持することすら困難であることは否めない。 したがって急激な削減自体は現実的に厳しく、昨年同様まずは排出量目標60トンへ向け、全職員の努力が必要と考える。</p>			
※事務処理欄			

備考

- 1 前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1) ①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2) ②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3) ④欄には、当該事業場において生ずる特別管理産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、埋立処分した量を記入すること。なお、中間処理を行うことにより特別管理産業廃棄物に該当しなくなった産業廃棄物を海洋投入処分するときは、その量も含めて記入すること。
- 6 「特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 7 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、特別管理産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「一」を記入すること。
- 8 ※欄は記入しないこと。